資料８

広島市平和文化のまちづくり懇談会の公開に関する取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、「広島市平和文化のまちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）」の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（懇談会の公開）

第２条　懇談会は、これを公開し、本要領に基づき何人も懇談会を傍聴できるものとする。ただし、懇談会の内容に、公益財団法人広島平和文化センター情報公開規程第７条各号のいずれかに該当する事項を含む場合は、懇談会の全部又は一部を非公開とすることができる。

２　懇談会の全部又は一部を非公開とする場合の決定は、座長に一任する。

（懇談会開催の周知）

第３条　平和文化振興部平和文化企画課は、懇談会を開催するに当たって、懇談会の日時、場所等必要事項を記載した開催案内を作成し、開催に先立ち、次の方法により周知を図るものとする。

⑴　平和文化振興部平和文化企画課事務室への備え付け

⑵　公益財団法人広島平和文化センターのホームページへの掲載

（傍聴人の定員）

第４条　傍聴人の定員は、１０名程度とする。

（傍聴手続）

第５条　傍聴の申込みの受付は、懇談会の当日、懇談会開始の３０分前から開始する。傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、傍聴席に余裕があると認められる場合には、適宜増員に努めるものとする。

（傍聴することができない者）

第６条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

⑴　酒気を帯びていると認められる者

⑵　凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者

⑶　はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者

⑷　その他円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第７条　傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと

⑵　談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと

⑶　飲食又は喫煙をしないこと

⑷　会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと

⑸　座長の許可を得た場合を除き、写真撮影、録画、録音等は行わないこと

⑹　その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと

（傍聴人の退場）

第８条　傍聴人がこの要領に違反するときは、座長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、懇談会の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、あるいは当該懇談会を中止する等の措置を講ずることができる。

（懇談会要旨の作成及び閲覧）

第９条　平和文化振興部平和文化企画課は、次に掲げる事項を記載した懇談会要旨を速やかに作成するものとする。

⑴　懇談会名称

⑵　開催日時・場所

⑶　出席委員氏名

⑷　議題

⑸　公開・非公開の別（非公開部分がある場合は、その理由）

⑹　傍聴人の人数

⑺　懇談会資料名

⑻　懇談会要旨

２　平和文化振興部平和文化企画課は、作成した懇談会要旨の内容に正確を期するため、座長の確認を得るものとする。

３　平和文化振興部平和文化企画課は、作成した懇談会要旨を、平和文化振興部平和文化企画課の所定の場所に備え置き、これを作成した日から同日の属する年度の翌年度３月３１日まで閲覧に供するものとする。

附則

この要領は、令和８年７月１日から施行する。